さらに、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、起業者は、大阪府教育委員会との協議により、所要の文化財調査及び記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、寝屋川流域の浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図ることを主な目的として、遊水地を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

事業計画の決定にあたっては、河道拡幅案及び恩智川治水緑地拡幅案、遊水地新設案（申請案）並びに遊水地分散新設案の３案について比較検討が行われている。申請案と比較すると、河道拡幅案及び恩智川治水緑地拡幅案は、取得必要面積は少ないが、支障物件が多く、地域住民に与える影響が大きくなる。また、遊水地分散新設案は、宅地の取得面積及び支障となる建物の戸数は少ないが、鉄道施設の防護及び各遊水地での排水施設の必要から事業費が大きくなる。一方、申請案は、橋梁や鉄道等への影響がないことから工期が最も短く、事業費が最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の遊水地の範囲及び形状については、土地の利用状況や十分な貯水容量の確保を考慮し、申請案、申請案より北側に広がる田畑も範囲に含めた面積拡大案及び河床の一部を自然排水が可能な限り掘り下げて必要面積を最小とする最大掘り下げ案の３案について比較検討が行われている。

申請案は、支障物件が最大掘り下げ案と同数で最も少ないこと、掘削土量が最も少なく事業費も最も廉価であることなどから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、恩智川上流部など寝屋川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、東大阪市長、八尾市長、柏原市長等の流域の自治体の長からなる東部大阪治水対策促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府八尾市役所及び柏原市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　大阪府柏原市法善寺四丁目地内

○近畿地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
古加川市美乃川町深坂田元一ツ松二七六番三から同市加古川町乃野字一〇二六番一まで	後前	四〇・〇メートル 〇〇・〇メートル 九三・〇メートル 〇〇・〇メートル	〇・〇キロメートル 五五・〇メートル 〇〇・〇メートル 四四・〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

二号　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

町加古川市野口二坂元字一ツ松二七六番三から同市加古川　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月九日

○九州地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
同嬉野市嬉野町大字下宿字四本桜甲一六九八番一まで	後前	一二三・六メートル 〇〇・〇メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日　九州地方整備局長　岡本　博

三十四号　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

嬉野市嬉野町大字下宿字四本桜甲一六九八番一から同市嬉野町大字下宿字四本桜甲一六九八番一まで　賀九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月九日